



各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社 代表 者 名 代表取締役社長 永嶋 秀和 (東証スタンダード:コード3271) 問い合わせ先 経営企画部長 岡田 一男 (TEL.03-3345-6111)

資金の借入に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社グローバル・エルシードは、本日、親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であります新生インベストメント&ファイナンス株式会社との間で、資金の借入(以下「本件借入」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本件借入の目的

恵比寿プロジェクトの物件仕入(以下「本件物件仕入」といいます。)を行うため、資金の借入を実施するものであります。

2. 本件借入の概要

借入先	新生インベストメント&ファイナンス株式会社
	MILTO ON THOU TREE THE PROPERTY OF THE PROPERT
借入金額	1,300百万円
利率	固定金利
借入形式	証書貸付
借入実施日	2023年1月31日
返済期日	2025年1月31日
元金返済方法	期日一括払い
担保	本件物件仕入の対象となる土地・建物に抵当権を設定

3. 支配株主との取引に関する事項

本件借入の相手方である新生インベストメント&ファイナンス株式会社は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であるため、本件借入は支配株主との重要な取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2022年9月28日に公表しましたコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「親会社であるSBIホールディングス株式会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。」と定めております。

本件借入におきましても、取締役会において取引の合理性と取引条件等について慎重に検討し、一般取引と同様の条件での取引であることを確認したうえで、決定していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項 公正性を担保するため、本件借入については、株式会社グローバル・エルシードの取締役会において決 議が行われ、当該決議に際しては、親会社であるSBIホールディングス株式会社又はその関係会社の出身者は、審議及び決議に参加しておらず、また、市場金利等との乖離が大きくないことや担保設定の合理性を確認し、借入に関する条件等を決定しておりますので、利益相反の点を含め問題ないと考えております。

③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手 した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役である明石昌氏並びに社外監査役である三枝龍次郎氏及び山上友一郎氏より、当該取引が独立当事者間の借入における利率と同水準の利率であり、本件借入においては、借入目的が、株式会社グローバル・エルシードが遂行する恵比寿プロジェクトにおいて、不動産の仕入を行うことであり、本プロジェクトは株式会社グローバル・エルシードの企業価値向上に資するものと考えられること、また、本プロジェクトにおいて不動産の仕入を行うためには、資金調達を行う必要があり、その方法として借入を選択することが不合理でないことからすれば、本借入の目的に合理性が認められる。

また、本プロジェクトにおいて取得する土地及び建物(以下「本件抵当不動産」という。)に抵当権を 設定することが予定されているところ、不動産取得のための借入において、取得対象の不動産に抵当権が 設定されることは、独立当事者間の借入においても一般的であり、さらに、本件抵当不動産の価格が借入 の金額に比して過大であるといった事情も見受けられず、本件借入の条件に妥当性が認められることによ り、少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を受理しております。

4. 業績への影響

2023年6月期の当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以上